

# 業務指示書

## スリランカ国国道路土砂災害対策事業フェーズ2準備調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2018年12月5日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 三義 望 Miyoshi.Nozomu@jica.go.jp

質問に対する回答：2018年12月10日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

#### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

#### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

以下の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

#### 4 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

#### 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

##### 1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：斜面災害対策分野における各種業務

##### 2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、2点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

（○）若手加点の対象とする。

（ ）若手加点の対象としない。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／斜面災害対策）】

- 1) 類似業務の経験：斜面災害対策に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：スリランカ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

##### 4) 業務主任者等としての経験

5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

##### 【業務従事者：担当分野 斜面災害リスク分析】

- 1) 類似業務の経験：斜面災害リスク分析に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：スリランカ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 斜面对策】

- 1) 類似業務の経験：斜面災害対策に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：スリランカ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。  
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2018年12月14日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
  - ・郵送の場合  
〒102-8012  
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル  
独立行政法人国際協力機構 調達部
  - ・持参の場合  
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写5部  
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）  
注) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
  - ( ) 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。
- なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
- (2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他（以下に記載の経費）

現地再委託での実施を認める各種調査

（斜面災害被害状況分析、リスクアセスメント、環境社会配慮等、指示書第3部 P.27関連）

業務上必要と考える機材（指示書第3部 P.29関連）

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(LKR1 = 0.652560 円 , US\$1 = 112.201000 円 , EUR1 = 127.778000 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- ( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
  - ( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
  - ( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町）

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
  - 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
- (以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／斜面災害対策  
斜面災害リスク分析  
斜面対策

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

17.84 M/M

技術評価の点が60点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

#### (1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

## (2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2019年1月10日(木)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、個人情報保護関連法令等で定める場合を除き、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外には使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザルの作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。



(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」  
(URL : [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」  
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」  
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理 (調達管理を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文 (E/N) に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5 (日本法人確認調書) をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

#### 9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表  
スリランカ国国道路砂災害対策事業フェーズ2準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/斜面災害対策	(26.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(11.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 斜面災害リスク分析	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 斜面対策	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 第2 調査の目的・内容に関する事項

### 1. プロジェクトの背景

スリランカ民主社会主義共和国（以下「スリランカ」という。）において、土砂災害は最も深刻な自然災害のひとつである。特に中央部の山岳・丘陵地域では、脆弱な地質特性、急峻な地形条件に加えて急速な開発に起因し、モンスーン期の豪雨の際には急傾斜地の崩壊や地すべり等の土砂災害が頻発している。2006年から2016年までの土砂災害では、スリランカ全土で累計約400名の人命が失われる等、災害による死者・行方不明者では最大の要因を占めている。また、スリランカは国内の旅客・貨物輸送の9割を道路網が担っており、土砂災害による道路網の寸断や封鎖は、大きな経済損失をもたらす。

2004年12月に発生したインド洋大津波を契機としてスリランカ政府は、災害対策法や国家災害対策管理計画を制定し、国家防災委員会、災害管理省、防災センターを設立する等、積極的に災害対策に取り組み、防災対策を政策上の重要課題として位置付けている。国家災害管理計画におけるアクションプランとして位置付けられる「国家総合災害管理プログラム」においては、具体的に土砂災害リスクの削減を目標に掲げ、スリランカの災害の中で特に被害の多い土砂災害への対策計画が設定されている。

JICAは、2013年から円借款「国道土砂災害対策事業」（以下「LDPP」という。）を通じ、土砂災害のリスクが高い中部州、ウバ州、西部州の7県において、主要国道への斜面对策工を実施しているが、未だ多くの主要国道で斜面对策工が未整備である。かかる状況下において、未整備の主要国道への斜面对策工の実施について、2018年5月スリランカ政府より我が国に対して「国道土砂災害対策事業フェーズ2」（以下「本事業」という。）の要請書が提出された。

本調査は、スリランカ政府からの要請を踏まえ、当該事業の目的、概要、事業費、事業実施体制、運営・維持管理体制等、我が国有償資金協力事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的として実施するものである。

### 2. 事業の概要

#### (1) 事業名

国道土砂災害対策事業フェーズ2

#### (2) 事業目的

本事業は、土砂災害危険地域8県における土砂災害リスクの高い主要国道への斜面对策を実施することにより、国道の土砂災害リスク軽減及び斜面对策の自律的な実施のための制度づくりを行い、もって道路網及び周辺住民の生活の安全性強化を通じ同国の経済・社会開発に寄与するものである。

#### (3) 事業概要

土砂災害危険地域8県における土砂災害リスクの高い主要国道への斜面对策を実施するもの。

#### (4) 対象地域（予定）

中部州（キャンディ県、ヌワラエリヤ県）、ウバ州（バドゥラ県）、サバラガムワ州（ケゴール県、ラトナプラ県）、南部州（ゴール県、マータラ県）、西部州（カルタラ県）

（５）実施機関

主たる実施機関は、ハイウェー道路開発省（Ministry of Highways and Road Development。以下「MOHRD」という。）、執行機関は、道路開発庁（Road Development Authority。以下「RDA」という。）を想定しており、MOHRD 監督の下、RDA が事業を実施し、RDA は国家建築研究所（National Building Research Organization。以下「NBRO」という。）からの技術的助言に基づき、運営・維持管理を行う予定。

（６）本プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動

① 無償資金協力

2007 年度	気象情報・防災ネットワーク改善計画
---------	-------------------

② 有償資金協力

2011 年度	緊急災害復旧支援事業
2013 年度	国道土砂災害対策事業

③ 技術協力

2010 年度	気候変動に対応した防災能力強化プロジェクト
2014 年度	土砂災害対策強化プロジェクト

④ 情報収集・確認調査

2012 年度	災害脆弱地域における道路防災事業情報収集調査
2013 年度	防災プログラム情報収集・確認調査
2017 年度	防災セクター情報収集・確認調査

3. 業務の目的

本調査は、本事業の目的、概要、事業費、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境及び社会面の配慮等、我が国有償資金協力事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的とする。

4. 業務の範囲

本調査は、スリランカより要請のあった「国道土砂災害対策事業フェーズ2」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

（１）円借款検討資料としての位置づけ

本調査の成果は、本事業に対する円借款の審査を JICA が実施する際、その検討資料として用いられることとなる。本調査で取りまとめる事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることから、事業内容の計画策定については、調査の過程で随時

十分 JICA と協議すること。また、将来的に円借款検討資料として扱われるという位置づけを踏まえ、調達予定機材等リスト、事業費積算根拠、運用・効果指標に関するデータを作成する際、同データが事業の実現可能性を検討する際に参照しやすいものとなるよう、十分な説明、客観性、合理性等を備えた見やすいものとする。

一方、本調査の実施がそのまま円借款供与を約束するものではないこと、審査の過程において、本調査の結果とは一部異なる結論となることがある可能性に留意し、スリランカ側関係者に本調査結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう十分配慮すること。

## (2) JICA 本部への事前説明・確認

本業務の成果（協議資料等の中間的な成果を含む。）について先方政府に提示する場合には、JICA 本部に事前に説明・確認の上、その内容について了承を得るものとする。なお、当該説明・確認については、打合せによることを原則とするが、現地業務中の場合には、電子メール等によることも可とする。

## (3) 審査の重点項目

本調査の結果が円借款事業の審査の検討資料となるため、以下の項目については、結果の取りまとめに際して、必要に応じて JICA から基本的な基準、取りまとめの様式等を指示することがある。

- ① 事業スコープの特定
- ② 調達・施工方法
- ③ 事業実施スケジュール
- ④ 事業費
- ⑤ 事業実施機関の実施能力
- ⑥ 操業・運営／維持・管理体制
- ⑦ 運用・効果指標
- ⑧ 環境社会配慮

また、審査に当たり必要な項目を追加して調査依頼する可能性がある。

## (3) 適用可能な本邦技術の確認・検討

適用する施工方法については、スリランカ政府のニーズ及び意向、並びに実施機関の維持管理能力等を十分に把握したうえで、適用可能なあらゆる技術の比較検討を行い、本事業へ適用すべき技術を提案する。適用可能な技術の詳細については随時 JICA から情報提供・作業依頼を行う可能性があり、かかる依頼を受けた場合には十分な対応を行うこと。

## (4) 環境社会配慮

本事業は、国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）に掲げる道路セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でない判断され、かつ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないと判断されるため、現時点ではカテゴリ B に分類されている。

ただし、調査の初期の段階で、用地取得・非自発的住民移転の規模について把握し、JICA に報告すること。大規模住民移転の可能性等が調査中に判明し、カテゴリ A となる場合には、適宜 JICA と契約変更を行う。

#### (5) 円借款事業の迅速化及びコスト縮減策の検討

事業実施スケジュールについて、円借款事業の迅速化が求められていること、スリランカ政府は早期実施を目指していることから、本体事業の入札や施工・機材納入等に係る期間の短縮や事業費縮減が期待できる方策について、積極的に実施機関並びに JICA へ提案することとする。

#### (6) 技術支援の検討

本事業実施にあたって留意すべき事項、ボトルネックの解消に必要で、本事業内では実施困難な技術的な支援(円借款附帯技術プロジェクト等)が想定される場合には、内容、規模、実施体制等について検討の上、整理することとする。

#### (7) ジェンダー主流化ニーズ

スリランカの防災セクターにおけるジェンダー配慮・対策と本事業の関係性等を確認する。また、調査にあたっては、地域、男女別などのデータを可能な限り入手し、本事業におけるジェンダー主流化ニーズへの配慮・対策について確認・分析を行うこととする。

#### (8) 「協力準備調査の設計・積算マニュアル(試行版)」の参照

本調査において設計・積算を行うに当たっては、2009年3月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル(試行版)」を参照する。同マニュアルは、設計・積算を行う上での、留意すべき共通事項、代表的セクターの留意事項について記載した内容となっているので、本案件の特性と求められる水準に配慮しながら、設計および積算に必要な情報の収集、検討・分析、結果の整理、設計・積算に関連する資料(設計総括表、積算総括表等)の作成を行う。

#### (9) 既往案件からの教訓の活用

本調査の実施に当たっては、LDPP の状況及び教訓を踏まえて行うこと。

#### (10) 現地の関係機関への十分な説明と情報共有

本調査の実施にあたっては、JICA 及びスリランカ側関係機関と十分に協議・調整を行うこと。スリランカ側関係機関に関しては、具体的には、本事業で想定される事業実施体制は、上記2.(5)に記載のとおり、MOHRD が実施機関、RDA が執行機関であるが、NBRO が RDA に対して技術的助言を行うことが想定されているため、調査期間においても、これら機関との協議、調整を十分行うこと。また、現地調査期間中は JICA スリランカ事務所とも十分な意見交換・調整を行うこと。

#### (11) 本邦招聘の実施

我が国の斜面災害対策にかかる技術等に対するスリランカ側関係者の理解を促進することを目的として、本調査期間中、本邦招聘を企画・実施することとする。本邦招聘の企画は、プロポーザルにて提案すること。

#### (12) 他ドナー支援動向の確認と連携可能性の検討

スリランカ防災セクターにおいては、UNDP、AIIB、世界銀行等のドナーが活動して



いることから、これら他ドナー援助の状況について情報収集を行い、事業内容重複の有無や連携可能性について確認する。

## 6. 業務の内容

上記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、本調査の背景及び目的を十分把握の上、以下の調査を行う。ただし、以下に示した以外に効果的・効率的な調査方法・スケジュールがある場合にはプロポーザルにて提案する。

### (1) インセプション・レポートの作成・説明・協議

#### ① 関連資料・情報の収集・分析等

本事業要請内容、既存の関連資料、データ等を整理、分析、検討するとともに、詳細な調査内容及び工程を検討する。検討にあたっては、作業の効率性を十分に考慮し、JICAと協議を行う。また、現地で更に収集する必要がある資料・データをリストアップし、調査方法を検討する。

#### ② インセプションレポート（案）の作成

上記の結果をとりまとめてインセプションレポート（案）を作成し、JICAに提出し、基本的了解を得る。

#### ③ インセプション・レポート（案）の説明・協議及びレポートの確定

インセプション・レポート（案）を実施機関に説明・協議し、基本的了解を得るとともに、インセプション・レポートをセットし、実施機関及びJICAに提出する。

### (2) スリランカの斜面災害分野に関する情報収集・分析・課題の整理

本調査に先立ち実施された上述（2.（6）本プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動）の調査内容を最大限活用し、また、スリランカ政府から発表された関連政策・計画等の既存・関連資料・情報の収集や分析を行った上で、斜面災害分野の現状と課題を以下の項目に沿って確認し、本事業実施の必要性、妥当性を確認する。

なお、既存資料だけで分析に必要な情報を取得できない場合には、追加的な情報収集（現地踏査、現地資料の追加収集等）を行うこととする。

#### ① 斜面災害分野の現状と課題

#### ② 斜面災害分野の開発政策

#### ③ 事業対象地域における斜面災害の現状と課題

#### ④ 斜面災害分野における他ドナー等による事業実施状況

#### ⑤ 斜面災害分野における本事業の必要性・重要度・優先度の確認

#### ⑥ 事業実施の必要性および課題の確認

### (3) 斜面災害（地滑り・斜面崩落・落石・がけ崩れ・土石流等）の被害状況の分析、リスクアセスメントの実施

本調査は現地再委託調査で実施することを可とする。

#### ① スリランカ政府が斜面对策対象地域として要請があった8県（キャンディ県、ヌワラエリヤ県、バドゥラ県、ケゴール県、ラトナプラ県、ゴール県、マータラ県、カルタラ県）、53サイトにおける主要国道の災害被害分析（災害の種別、発

生規模、経済的な影響)を実施の上、被害の傾向について取りまとめる。

② NBRO作成の斜面对策及び法面保護ガイドライン(技術指針)に基づき、過去10年の被害状況を踏まえ、8県のリスクアセスメント(地質、災害発生率、経済性等に基づく実施)を実施する。

#### (4) 事業スコープの特定

上記(3)までの検討を踏まえ、JICA及びスリランカ側関係機関と十分協議の上、本事業対象サイトの選定基準を明確にした上で、本事業スコープを特定すること。なお、対象サイトの選定基準案はプロポーザルにて提案することとする。事業スコープの特定に際しては、実施予定類似案件との調整を行い、JICAおよび実施機関の意見を十分踏まえつつ、原則として以下の手順で行うこと。なお、必要に応じて本調査の一部(測量等)は現地再委託調査で実施することを可とする。

- ① 実施機関から提供された各候補サイトの情報整理、現地踏査(概査)を行い、事業スコープから除外するサイトを特定する。なお、事業スコープの検討対象とするサイト数については、30サイト程度を想定するが、最終的には実施機関と協議の上決定する。
- ② ①にて絞り込んだ候補サイト(約30)の実査を行い、斜面对策のための制度づくりへの寄与、緊急性、社会経済上のインパクト、裨益人口、コスト、技術適用可能性等を総合的に勘案し、詳細調査を実施する対象サイトを特定する。なお、詳細調査の対象とするサイト数については、20サイト程度を想定するが、最終的には実施機関、JICAと協議の上決定する。
- ③ ②にて絞り込んだ対象サイト(約20)につき詳細調査を実施し、本事業の対象サイト候補を最終確定する。

#### (5) インテリム・レポートの作成・説明・協議

(4)までの調査結果をインテリム・レポートとして取りまとめる。インテリム・レポートについてはドラフトを作成し、JICA本部にて協議を行い、必要な修正を行った上で、スリランカ側関係機関と協議を行い、合意を得ること。なお、ドラフト版のJICAへの提出にあたっては、JICAが内容を確認するための十分な時間を確保すること。

#### (6) 対策工事の提案及び工程の作成

上記、(4)で選出した対象サイトについて対策工事(適用される技術基準、斜面对策工等の構造物対策工、概略設計、経済性、景観性、施工性、概算工事費)を提案する。対策工事の提案に当たっては、技術的必要性に基づいて地質調査を実施すること。最適と評価された対策工事については、仮設を含めた施工計画及び工程の作成を行う(工程については、必ず複数を比較検討するとともに、クリティカル・パスを明確にすること。)

なお、対策工事については、本邦技術の適用の可能性について、経済性、LDPPでの実施状況、他地域への適用可能性等に留意しながら、幅広く検討することとする。

#### (7) 本事業実施方法の策定

- ① 本事業の調達方法を含む実施方法について整理する。また、円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。特に事業実施に際しての以下の項目を含む調達方法のあり方については、スリランカ実施機関とも協議

の上、考え方を整理して「調達方法の留意事項」として別途JICAに提出する。

ア) スリランカにおける類似事業の調達事情

- (a) 一般土木工事の入札と契約にかかる一般事情
- (b) 現地コンサルタント（詳細設計、入札補助、施工監理）の一般事情
- (c) 現地施工業者の一般事情（実績、所有する建設機材等）
- (d) 必要な資材及び機材の調達事情

イ) 入札方法、契約条件の設定

- (a) 契約約款、契約条件書等の設定の基本方針など  
（JICAが整備をしているいずれの標準入札書類を採用するかを検討含む）

ウ) コンサルタントの選定方法

- (a) ショートリストの策定プロセス
- (b) コンサルタントのプロポーザル評価方法の検討とその承認にかかる権限・プロセスなど

② 施工業者の選定方針

ア) PQ : Pre-Qualification条件の設定

イ) 入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方

ウ) LCB: Local Competitive Biddingの採否

エ) 入札段階（書類作成、評価等）の承認の権限、プロセスなど

③ 契約マネジメント

施工中の設計変更への対応等、契約マネジメント上の留意点について、円借款事業または他ドナーの案件等の過去のトラブル事例を参考に調査・分析する。

④ 本事業の実施期間中の安全対策について留意点を検討・整理する。

⑤ 調達の実施に関して技術支援の必要性を検討し、必要と認められる場合にはその内容について提案する。

(8) 事業実施スケジュール

上記を踏まえ、調達手続きを含めた詳細設計／施工期間／瑕疵通知期間について、月単位のバーチャート（JICAの様式に基づく）により、計画を策定する。

(9) コンサルティング・サービスの実施計画案の策定

上記(8)において策定した事業実施スケジュールに合わせ、必要となるコンサルティング・サービス（詳細設計、入札補助、施工監理、技術移転等）の内容（コンサルタントTOR（案）の作成を含む）及びその規模（配置人月）、コスト内訳について計画する。コンサルタントTOR（案）の作成の留意事項とTORのひな形は別途JICAより提示するので、その指示に従うこと。

(10) 概略事業費の積算

本事業の概略事業費について、以下に従って積算を行う。なお、設計数量及び積算の資料は、全てのバックデータをレポートに付属することとし、設計数量及び積算の考え方を解説すること。

① 事業費項目

基本的に以下の項目に分けて積算を行う。また、以下のうち、下線部については必要に応じてその算出方法を JICA から指示することがある。

ア) 本体事業費

- イ) 本体事業費に関するプライスエスカレーション
- ウ) 本体事業費に関する予備費
- エ) 建中金利
- オ) フロント・エンド・フィー
- カ) コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）
- キ) その他 1（融資非適格項目）
  - (a) 用地補償等
  - (b) 関税・税金
  - (c) 実施機関の一般管理費
- ク) その他 2
  - (a) 完成後の委託保守費
  - (b) 初期運転資金
  - (c) 移転地整備にかかる費用
  - (d) 研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用
  - (e) 当該事業実施に伴い追加的に必要となる管理費

② 事業費の算出様式

事業費については、別途 JICA が提供するコスト積算支援ツールを使用し作成されるコスト積算キット（Excel ファイル）の様式にて提出する（コスト積算支援ツールの動作環境は、32bit 版 WindowsOS（7 以上）、32bit 版 Microsoft Office（2010 以上）を推奨。Macintosh は推奨しない）。なお、同様式については、事業費を事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。

③ 準拠ガイドライン

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009 年 3 月版）を参照する。

④ 積算総括表

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009 年 3 月版）を参照して積算総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

（11）コスト縮減策の検討

上記（10）の積算にあたり、以下の①～④を踏まえ、コスト縮減策を検討する。同縮減策（含む効果など）については、スリランカ側関係機関と協議し、その結果を JICA が指示する所定の様式にとりまとめることとする。検討に際しては、外務省が公表している「ODA の点検と改善 2007」別添資料「ODA コスト総合改善プログラム」の趣旨を踏まえること。但し、縮減策の検討に際しては、技術的妥当性、市場環境及び調達環境等コストに影響を与える諸要因を慎重に検討しつつ現実的な方策を提案すること。

① 最適計画の策定

本調査において、施工方法、施工技術、契約方式等の各観点から標準的な実施計画と工期短縮・コスト縮減の可能性のある代替計画案を比較・検討しつつ、事業費を含めて最も効率的な最適計画を策定する。

ア) 施工方法にかかる最適化

標準的な施工方法と、工期短縮・コスト縮減の可能性のある施工方法を比較・検討する。

イ) 施工技術にかかる最適化

標準的な施工技術と、工期短縮・コスト縮減の可能性がある先進的な施工技術を比較・検討する。

ウ) 契約方式にかかる最適化

標準的な契約方式と、コスト縮減の可能性がある他の契約方式を比較・検討する。

② 附帯的施設の再検討

附帯的施設が予定される場合には、従来の標準的な規模や規格に対して再検討を行うことなどを通じてコスト縮減を図る。

③ 事業計画の一部見直し

円借款候補案件の規模や機能の検討にあたって、コンサルタントが従来どおり検討して作成する事業計画に対して一部見直しや工夫を行うことにより、一層効率的な事業計画となるようコスト縮減を図る。

④ 適正な工期設定

本事業の完成まで適正な工期を設定することにより、コスト縮減を検討する。また、調達ロットについても、入札による競争原理を通じたコスト縮減を図るためのロット分けの方法についても、かかる工期設定の段階において先方実施機関と十分に協議し、検討することとする。

(12) 事業実施・運営維持管理体制の検討

① 事業実施機関にかかる基礎情報の把握

LDPPにおける実施体制や制度について確認の上、本事業実施機関に関する基礎情報を確認する。

ア) 実施機関の所掌業務、組織構造、人員体制、組織内・政府組織間の調整・意思決定プロセスの確認（法的な位置づけを含む）

イ) 実施機関の財政・予算状況

ウ) 実施機関の会計、経理面の管理能力

エ) 実施機関の技術水準、マネジメント能力（研修・トレーニング制度を含む）

オ) 実施機関の当該類似事業実施の経験・実績

② 事業実施体制

LDPPの実施体制、制度を把握した上で、本プロジェクトの事業を実施するに際しての体制のあり方について検討する。具体的には以下の項目について検討し、留意すべき事項について整理する。

ア) 事業実施体制・役割分担の確認（PMU：Project Management Unit 設立等）

(a) メンバー構成（役職、人数、各役職のTOR、経験、実績）

(b) 上記(a)を達成するための人員雇用計画

(c) 意思決定・事務管理体制の検討

(d) 関係機関・監督省庁との連絡体制の検討

イ) 事業実施に関する調整のために必要な委員会のメンバー構成及びそのTOR案

- ウ) 事業実施に必要な予算とその資金源の検討
- エ) 中央政府から転貸される場合は、その対象事業と転貸条件（返済期間、金利、為替リスク）の確認

③ 運営・維持管理体制

- ア) 本事業の運営・維持管理における関係機関の役割分担
- イ) 必要な運営・維持管理費用とその資金源の検討
- ウ) 運営・維持管理部局の体制
  - (a) メンバー構成（役職、人数、各役職のTOR、経験、実績）
  - (b) 上記(a)を達成するための人員雇用計画
  - (c) 外部から人を雇用する場合は、そのTOR・選定方法・選考資格・人件費
  - (d) メンバーへのトレーニング計画
  - (e) 運営・維持管理のための基準・マニュアル
  - (f) 資機材の保有状況

(13) 事業実施能力向上・事業効果発現のための施策及び技術協力等の検討

上記(12)の調査結果をもとに、事業効果の継続的な発現のための維持管理方法を検討する。その上で、JICAによる実施が必要と想定される技術協力・研修がある場合には、内容について検討し、実施計画案を策定する（内容、規模、実施体制等）。

(14) 重要な環境社会影響項目の予測・評価、及び緩和策、モニタリング計画案の作成

- ① 「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）（以下、環境ガイドライン（2010年4月））」に基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリB案件報告書執筆要領」に基づくこととする。また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA環境ガイドライン（2010年4月）〈参考資料〉の環境チェックリスト案を作成する。
- ② 環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。なお、本調査（の一部）は現地再委託で実施することを可とする。
  - ア) ベースとなる環境社会の状況の確認（汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済社会状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。）
  - イ) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
    - (a) 環境配慮（環境影響評価、情報公開等）に関連する法令や基準等<sup>1</sup>

<sup>1</sup> JICA 環境ガイドライン上、環境カテゴリがB、C もしくはFI であり、相手国法によりEIA の承認が義務付けられている事業について、JICA が事業を行うことになる場合には、その事業の審査までに承認されることの必要性を協力準備調査で説明し、同承認作業が早期に行われるよう働きかける。

- (b) JICA環境ガイドライン（2010年4月）との乖離及びその解消方法
- (c) 関係機関の役割
- ウ) スコーピング（検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること）の実施
- エ) 影響の予測
- オ) 影響の評価及び代替案（「プロジェクトを実施しない」案を含む）の比較検討
- カ) 緩和策（回避・最小化・代償）の検討
- キ) 環境管理計画（案）・モニタリング計画（実施体制、方法、費用など）（案）簡易住民移転計画（案）の作成
- ク) 予算、財源、実施体制の明確化
- ケ) ステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者<sup>2</sup>、協議方法・内容等）

#### (15) ジェンダー主流化ニーズの確認・分析

ジェンダー主流化ニーズの確認及び分析を行う。

- ① スリランカのジェンダー政策・制度
- ② スリランカ防災セクターにおけるジェンダー関連の施策
- ③ 他ドナーによる類似案件でのジェンダー視点の取組の有無
- ④ 調査の実施に際しては、支援対象地域の社会における男女の労働や力関係の現状、ジェンダーに関連する社会規範・慣習・男女で異なるニーズや課題等についても調査を行い、それらが明らかになった場合はジェンダー課題やニーズに対して対応するための取り組みを事業内容に反映させる。

#### (16) 気候変動の適応策の検討

本事業は、気候変動の「適応」に資する可能性がある。このため「気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT【適応版】）」<sup>3</sup>を活用し、適応策の検討を行い、報告書に取り纏める。

#### (17) 工事の安全対策の検討

本事業実施に伴う工事安全上の留意点を整理し（例：安全に配慮した設計、工事安全確保のために必要な作業用地の確保、仮設、交通規制等）、必要に応じて事業費や工期の検討に反映する。なお、特にスリランカ側の対応が求められるような事項について（用地確保や交通規制等）は、対応をとるべき当事者、調整が必要な関係機関を明らかにして整理・記述する。

#### (18) リスク管理シート（案）の作成

本事業の実施にあたって予想される事業リスクについて洗い出し、それらの回避策、緩和策、対応策について提案する。さらに、審査段階及び案件監理段階におい

<sup>2</sup> 女性、子ども、老人、貧困層、少数民族、障害者、マイノリティなど社会的に脆弱なグループに配慮したステークホルダー協議が行われるよう支援する。

<sup>3</sup> 気候変動対策支援ツール／適応策／土砂災害防災

<https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/ku57pq0001o9h2v-att/08.pdf>

て発生しうるリスク事項の特定及び対応策をまとめ、別途JICAが提供するリスク管理表の様式にて作成する。事業リスクについては、リスク軽減策とそのアクションプランを提案し、本業務においてスリランカ政府と十分協議・確認すること。

#### (19) 運用・効果指標の検討及び経済分析の実施

本事業を①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標（運用・効果指標）を設定し、本事業完成後約2年を目処とした目標年の目標値を設定する。目標値の設定にあたっては、目標値の根拠及び値の妥当性についても、JICAと協議の上、スリランカ側関係機関と協議、確認する。将来事業評価を実施するにあたっての留意事項についても整理し、JICAと協議の上、スリランカ側関係機関に提示、意見を求め、整理する。

また、本事業の経済的妥当性を検証するため、経済的内部収益率（EIRR）を算出する。算出にあたっては、JICAから提供される「IRR（内部収益率）算出マニュアル」に準拠するとともに、JICAが確認できるよう、算出の根拠データ・過程をキャッシュ・フロー表（エクセルデータ）として整理すること。EIRRについては、費用・便益の項目、算出根拠についてJICA、スリランカ側関係機関と協議するとともに、便益の下方修正、初期投資費用の超過、完成・実施の遅延を踏まえた感度分析も行ったうえで算出する。なお、経済的費用の算定にあたっては、標準変換係数の調査を行うこととし、費用算定の根拠を確認できる内容とすること。

また、上記指標のモニタリングの方法及び実施体制について、JICA及びスリランカ側関係機関と協議し、確認する。

#### (20) 本邦招聘の実施

本事業の実施に関与することが想定されるスリランカ側職員8名程度を1週間程度、日本に招聘し、本邦企業との協議・視察、政府関係者との協議等を行う。コンサルタントは、当該本邦招聘に関し、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」（2017年6月）に沿って、以下の業務を行うこととする。なお、被招聘者に係る航空券手配、国内移動・宿舎手配、空港送迎等の受入業務、及び被招聘者の引率、簡単な通訳等を行う同行案内人の手配等の監理業務については、JICAが行うものとする。

##### ① 被招聘者の人選への支援

被招聘者の人選はJICAと先方政府関係者との協議で決定するが、コンサルタントは、先方政府関係機関それぞれの役割、当該機関の意思決定プロセス等を勘案の上、人選に係るアドバイス等を行うものとする。

##### ② 招聘カリキュラムの作成

招聘実施1か月前を目途に、招聘カリキュラムや日程／行程の詳細（案）を作成し、JICAの基本的な了解を得る。

##### ③ 面談者・見学先等の手配

JICAの了解を得た招聘カリキュラムに基づき、面談者・見学先等の手配を行う。

##### ④ 招聘に係る関連資料の作成

招聘カリキュラムに基づき、面談や見学先において必要となる資料を英文で作成する。



- ⑤ 被招聘者への来日前説明への支援（タイミングよく現地業務がある場合）  
被招聘者への来日前の説明は、JICAが行うが、コンサルタントは当該説明会に同席し、招聘カリキュラムや日程／行程（案）について、説明を補佐するものとする。
- ⑥ 招聘カリキュラムの実施  
招聘カリキュラムや日程／行程（案）に基づき、招聘を実施する。原則として、招聘の全行程において、コンサルタントの業務従事者が同行するものとする。
- ⑦ 招聘実施報告書の作成  
招聘の実施後、その実施内容について報告書を取りまとめ、JICAに提出する。

招聘プログラムの実施に関する直接経費（諸謝金、会場借上費、各種機材損料、資料作成費・購入費、資料翻訳料、招聘同行者旅費等）については、概算額として180万円を見積書に計上すること。それ以外の上記に係る費用（人件費等）についても、見積書に積算すること。なお、会議費（会議費とは、招聘対象者が出席する飲食を伴う業務上必要な会議・会合における飲食関連費用のこと）の計上は認めない。

#### （21）ドラフト・ファイナル・レポートの作成・説明・協議

（20）までの調査結果をドラフト・ファイナル・レポートとして取りまとめる。JICAの確認を得た上で、スリランカ実施機関に説明・協議し、了解を得る。

#### （22）ファイナル・レポートの作成

ドラフト・ファイナル・レポートに対するスリランカ実施機関及びJICAのコメントを反映させ、ファイナル・レポートを作成し、JICAに提出する。

## 7. 成果品等

調査の各段階にて作成・提出する報告書等は以下の通り。このうち、本契約の成果品は下記（1）エ）ファイナル・レポートとする。各報告書のスリランカ政府への説明、協議に際しては、事前にJICAに説明の上、その内容について了承を得るものとする。JICAへの事前提出にあたっては、JICAが内容を確認するための十分な時間を確保すること。それぞれの「提出時期」は、事前のJICAとの協議結果が反映され、JICAが了承した内容の報告書が完成するタイミングを意味している。

なお、以下に示す部数のうち、簡易製本するものについては、想定部数であり、スリランカ実施機関との協議、国内の会議等に際し追加的に必要な部数は別途用意すること。

### （1）調査報告書

#### ア）インセプション・レポート（ICR）

提出時期：調査開始時（2019年2月上旬を想定）

部数：英文8部（JICA5部、スリランカ機関3部）  
和文5部（JICA）

#### イ）インテリム・レポート（ITR）

提出時期：2019年4月下旬

部 数：英文 8 部（JICA 5 部、スリランカ機関 3 部）  
ウ) ドラフト・ファイナル・レポート（DFR）

提出時期：2019 年 7 月下旬

部 数：英文 8 部（JICA 5 部、スリランカ機関 3 部）  
エ) ファイナル・レポート（FR）

提出時期：2019 年 9 月下旬

部 数：英文（製本版）	10 部（JICA 5 部、スリランカ機関 5 部）
英文（簡易製本版）	10 部（JICA 7 部、スリランカ機関 3 部）
英文（CD-R）	13 部（JICA 10 部、スリランカ機関 3 部）
和文要約（製本版）	12 部（JICA）
和文要約（CD-R）	10 部（JICA）

※ファイナル・レポートは、製本版が一定期間非公開となる情報を含むため、一定期間非公開となる情報を除いた簡易製本版（英文 10 部）を作成し、調査終了後速やかに公開する。一定期間非公開となる情報は原則以下のとおりであるが、具体的な削除対象箇所については、別途 JICA と十分に協議の上決定する。

- a コスト積算、調達パッケージ、コンサルティング・サービスの人月・積算、経済・財務分析に含まれるコスト積算関連情報
- b 実施機関の経営・財務情報のうち、公開されていない情報
- c 民間企業の事業や財務に関わる情報

## （2）その他提出書類

### ア) コンサルタント業務従事報告

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務従事報告を作成し、監督職員又は分任監督職員に提出する。

### イ) 協議録等

スリランカ政府との各調査報告書説明・協議にかかる議事録を作成し、JICA に速やかに提出する。また、JICA 及び調査団が主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等を取りまとめ、3 営業日程度のうちに JICA に提出すること。JICA スリランカ事務所における打ち合わせについても同様とする。なお、関連会議・検討会の開催に先立ち、8 営業日前までに配布資料を JICA に提出すること。

### ウ) 収集資料

本件調査を通じて収集・作成した資料及びデータ（EIRR、運用・効果指標含む）は項目毎に整理し、JICA の様式による収集資料リストを付した上で調査終了後 JICA に提出する。

記載事項：収集した資料、データ及びそのリスト

提出時期：調査終了時

部 数：2 部

### エ) 概略事業費詳細

概略事業費の詳細を JICA へ提出する。

### オ) デジタル画像集

本事業実施前と、円借款による事業が完了するタイミングでの構造物・整備効果の対比を行うことができる現場写真または映像資料を JICA へ提出する。

### (3) 報告書作成についての留意事項

各種報告書の作成にあたっては図表リスト、略語リスト、参考文献等各種リストを記載し、転載するものは必ず出典を明記する。また、価格・費用等を現地通貨・基軸通貨で記載する際には、その時点における円貨との交換レートを記載すること。

作成にあたっては、現行の段階で JICA と十分な協議を行うものとし、各報告書の実施機関を含む関係機関への説明・協議の際にはスリランカの意見・要望等を聴取し、議事録に残すこと。

### (4) 報告書の印刷仕様・電子化仕様

- ・ 各調査報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。
- ・ 各調査報告書は、スリランカ政府への提出に先立ち、事前に JICA に提出し、承諾を得ること。
- ・ 各調査報告書表紙の裏面には、調査時に用いた通貨換算率とその適用年月日を記載すること。
- ・ 各レポートには、その内容の要点を記載したサマリーを加えること。ファイナル・レポートについては、調査結果の概要を 3~5 ページ程度に取りまとめ、本文と色違いで和文要約版、英文版の最初の部分に入れること。
- ・ ファイナル・レポート以外の仕様は、A4 版、タイプ打ち、両面コピー、章毎改ページの編集とし、簡易製本とする。
- ・ 報告書等の印刷・電子化 (CD-R) の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。
- ・ レポートの作成にあたっては、装丁等が華美に流れ過ぎないように、常識の範囲内で極力コストダウンを図ること。
- ・ レポートが特に分冊形式になる場合は、本論と例えばデータの根拠との照合が容易に行えるよう工夫を施すこと。
- ・ 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成にあたっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する外国文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。
- ・ レポートで引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記すること。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務工程（案）

本調査は2019年2月上旬開始、2019年9月下旬完了を目途とする。以下のような工程を想定しているが、より効率的かつ効果的な作業工程があればプロポーザルにて提案すること。ただし、調査中の状況により必要と判断されれば、JICA及びスリランカ側関係者と協議の上で変更することがある。

月次	2	3	4	5	6	7	8	9	
国内作業	<input type="checkbox"/>						<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
現地業務									
報告書	▲ ICR		▲ ITR			▲ DFR		▲ FR	

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途：総計 28.08 M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

- ① 総括／斜面災害対策（2号）（評価対象）
- ② 斜面災害リスク分析（3号）（評価対象）
- ③ 斜面对策（3号）（評価対象）
- ④ 道路維持管理
- ⑤ 地質
- ⑥ 社会/経済分析
- ⑦ 環境社会配慮/ジェンダー

(3) 現地コーディネーター等の現地備上

スリランカ関係機関との連絡調整や、調査の円滑な実施のため、現地コーディネーター等の備上が望ましい。コーディネーター等の現地備上に係る経費については見積りに計上すること。

#### 3. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。

- ① 斜面災害（地滑り・斜面崩落・落石・がけ崩れ・土石流等）の被害状況の分析
- ② リスクアセスメント
- ③ 事業スコープの特定の一部調査（測量等）
- ④ 環境社会配慮に係る調査（の一部）（簡易住民移転計画（案）等）

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施・監督方法等につき、可能な範囲でより具体的な提案を行うこと。

#### 4. 相手国の便宜供与

カウンターパートの配置、関連情報はスリランカ政府から提供予定。なお、プロジェクト事務所、机等の家具類の提供はないことから、プロポーザルに必要経費を計上すること。

#### 5. 参考資料

##### (1) 配布資料

- ① 国道路土砂災害対策事業フェーズ 2 に関するスリランカ政府からの対象サイト候補リスト

##### (2) 閲覧資料

- ① 気象情報・防災ネットワーク改善計画  
基本設計調査報告書  
[http://libopac.jica.go.jp/images/report/11856747\\_01.pdf](http://libopac.jica.go.jp/images/report/11856747_01.pdf)
- ② 緊急災害復旧支援事業  
外部事後評価報告書  
[https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2016\\_SL-P103\\_4\\_f.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2016_SL-P103_4_f.pdf)
- ③ 気候変動に対応した防災能力強化プロジェクト  
業務完了報告書  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12112082.pdf>
- ④ 土砂災害対策強化プロジェクト  
詳細計画策定調査報告書  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12154050.pdf>  
中間レビュー調査報告書  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12154050.pdf>  
終了時評価報告書  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12301230.pdf>
- ⑤ 災害脆弱地域における道路防災事業情報収集調査  
ファイナルレポート・別添資料  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12119483.pdf>  
添付資料続き  
[http://libopac.jica.go.jp/images/report/12119491\\_02.pdf](http://libopac.jica.go.jp/images/report/12119491_02.pdf)
- ⑥ 防災プログラム情報収集・確認調査  
ファイナルレポート  
[http://libopac.jica.go.jp/images/report/12111886\\_01.pdf](http://libopac.jica.go.jp/images/report/12111886_01.pdf)  
添付資料  
[http://libopac.jica.go.jp/images/report/12111886\\_02.pdf](http://libopac.jica.go.jp/images/report/12111886_02.pdf)
- ⑦ 防災セクター情報収集・確認調査  
ファイナルレポート要約  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12291936.pdf>
- ⑧ 環境保全型斜面防災技術（ジオファイバー工法）の導入に係る案件化調査  
業務完了報告書  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12292512.pdf>
- ⑨ スリランカ民主社会主義共和国における豪雨災害に対する国際緊急援助隊・専門家チーム活動報告書

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12293064.pdf>

- ⑩ 円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドライン  
[https://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance\\_co/procedure/guideline/](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance_co/procedure/guideline/)
- ⑪ コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン  
<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/entrust.html>
- ⑫ 協力準備調査の設計・積算マニュアル  
[http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant\\_aid/guideline/plan\\_man.html](http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/plan_man.html)
- ⑬ 環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）  
<http://www.jica.go.jp/environment/guideline/>
- ⑭ コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン  
<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/>
- ⑮ 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）／適応策  
[https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/adaptation\\_j.html](https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/adaptation_j.html)
- ⑯ ODAの点検と改善2007  
[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/kaikaku/ugoki/tenken\\_kaizen/](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/kaikaku/ugoki/tenken_kaizen/)
- ⑰ IRR（内部収益率）算出マニュアル  
[http://intra/data/das/dasos\\_open/My\\_web/sitsumusanko/IRR/【セット】IRR算出マニュアル.pdf](http://intra/data/das/dasos_open/My_web/sitsumusanko/IRR/【セット】IRR算出マニュアル.pdf)
- ⑱ コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン（2017年6月）  
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/trainee.html>

## 6. 機材の調達

業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて明確な理由と共に提案すること。

## 7. その他の留意事項

### （1）複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ間なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

### （2）安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地業務に先立ち「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録し、現地の治安状況について、JICA スリランカ事務所、在スリランカ日本国大使館から十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、JICA スリランカ事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

### （3）不正腐敗防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

### （4）適用する約款

本業務にかかる契約は「成果品の完成を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、すべての費用について消費税を課税することを想定。

以 上

